説明書

業務委託名	県内企業における人材ニーズ調査・インタビュー記事制作業務
履行期間	契約締結日から令和９年３月 31 日（水）
契約上限額	2,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）
仕様書等に対する質問書提出期限	令和８年 11 月 30 日（金）午後５時必着
参加資格確認申請書提出期限	令和８年 12 月７日（月）午後５時必着
提案書提出期限	令和８年 12 月 16 日（水）午後５時必着
プレゼンテーション	令和８年 12 月 18 日（金）予定
最優秀提案者の決定	令和８年 12 月 24 日（木）予定

１　参加資格確認申請書について

（１）参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア　参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号）　1部

イ　共同事業体協定書（様式第2-3号）　1部　※共同事業体の場合のみ

ウ　誓約書（様式第3号）　1部

エ　会社概要（パンフレットで可）　1部

オ　実績書（様式第４号）　1部

（２）申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

２　仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第１号に記入のうえ、電子メール（宛先：kikaku-3@pref.saga.lg.jp）により提出すること。

３　提案書及び添付資料

（１）提出書類（特に記載のないものについては各１部ずつ提出）

ア　提案書（任意様式）　・・・正本１部　副本５部

・企画及び実施プラン

・実施スケジュール案

・業務実施体制表

イ　実績書（様式第４号）・・・正本１部　副本５部

ウ　見積書（任意様式）　　・・・正本１部　副本５部

（２）作成に当たっての注意事項

ア　提案書はA4横長、長辺綴じとすること。提案書の内容は、上記３（１）に掲げる内容を全て満たすこととし、記載内容に不備がないように十分留意すること。

イ　「企画及び実施プラン」には、本業務の目的及び趣旨の理解を踏まえた実施方針並びに業務遂行上の工夫について記載すること。

ウ　提案書類は全体で30ページ以内を目安とし、製本すること。

（３）提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

（４）提出された提案書及び添付資料は返却しない。

（５）提出は持参又は郵送によること。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

（６）提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

４　プレゼンテーションについて

（１）プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

（２）参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度（説明10分、質疑10分程度）を予定している。

５　最優秀提案者の選定について

（１）提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

（２）最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者のうち、各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が２人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。それでも同点の場合は、審査委員協議の上、審査委員長が最優秀提案者を決定する。

（３）最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加

一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6　契約書について

（１）最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。

（２）契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7　留意点

（１）提出された資料は返却しない。

（２）本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

（３）個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年佐賀県条例第２号）に基づき、適切に管理するものとする。

（４）本プロポーザルの質問は、9の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

（５）参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに9の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届（任意様式）を提出すること。

8　契約事項について

（１）佐賀県財務規則（平成４年３月３１日佐賀県規則第３５号）に基づき執行する。

（２）契約保証金　公示に定めるとおり

9　問い合わせ先

佐賀県政策部　大学連携・地域振興担当
郵便番号　８４０－８５７０　佐賀県佐賀市城内１－１－５９
電話　０９５２－２５－７３６０
電子メールアドレス　kikaku-3@pref.saga.lg.jp